

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																										
1	<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 少子化担当の分掌事務 (1)～(8) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係） 法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県交通安全対策会議</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県医療審議会</td><td><u>医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第2項の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること。</u></td></tr><tr><td>岩手県社会福祉審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県准看護師試験委員</td><td><u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。</u></td></tr><tr><td>感染症診査協議会</td><td><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議等に関すること。</u></td></tr><tr><td>岩手県麻薬</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県交通安全対策会議	[略]	岩手県医療審議会	<u>医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第2項の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること。</u>	岩手県社会福祉審議会	[略]	岩手県准看護師試験委員	<u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。</u>	感染症診査協議会	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議等に関すること。</u>	岩手県麻薬	[略]	<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 少子化担当の分掌事務 (1)～(8) [略] <u>(9) 岩手県子ども・子育て会議に関すること。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係） 法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県交通安全対策会議</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県社会福祉審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県麻薬</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県交通安全対策会議	[略]	岩手県社会福祉審議会	[略]	岩手県麻薬	[略]
名 称	所掌事務																											
[略]																												
岩手県交通安全対策会議	[略]																											
岩手県医療審議会	<u>医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第2項の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること。</u>																											
岩手県社会福祉審議会	[略]																											
岩手県准看護師試験委員	<u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。</u>																											
感染症診査協議会	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議等に関すること。</u>																											
岩手県麻薬	[略]																											
名 称	所掌事務																											
[略]																												
岩手県交通安全対策会議	[略]																											
岩手県社会福祉審議会	[略]																											
岩手県麻薬	[略]																											

中毒審査会	
[略]	
岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第34条第2項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に關すること。
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]
岩手県森林審議会	[略]
[略]	

2 第18条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

中毒審査会	
[略]	
岩手県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第36条第1項</u> の規定による障害者計画の策定及び変更に関し意見を述べること、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及び実施状況の監視並びに障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に關すること。
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]
岩手県子ども・子育て会議	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項</u> の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に關すること。
岩手県医療審議会	<u>医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第2項</u> の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に關すること。
岩手県准看護師試験委員	<u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項</u> の規定による准看護師試験の実施に關すること。
感染症診査協議会	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項</u> の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議等に關すること。
岩手県森林審議会	[略]
[略]	

第18条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡
[略]		

(保健所)

第36条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県中央保健所	[略]	八幡平市 岩手郡 紫波郡
[略]		
岩手県久慈保健所	[略]	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)
[略]		

(福祉総合相談センター)

第38条 福祉総合相談センターの名称、位置及び児童相談所としての管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	児童相談所としての管轄区域
岩手県福祉総合相談センター	[略]	盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

(家畜保健衛生所)

第58条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
岩手県中央家畜保健衛生所	岩手郡滝沢村	盛岡市 宮古市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡(普代村を除く。)
[略]		

第64条 岩手県農業研究センターに畜産研究所及び県北農業研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県農業研究センター畜産研究所	岩手郡滝沢村
[略]	

2 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

名 称	位 置	所管区域
盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡
[略]		

(保健所)

第36条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県中央保健所	[略]	八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡
[略]		
岩手県久慈保健所	[略]	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち野田村及び洋野町
[略]		

(福祉総合相談センター)

第38条 福祉総合相談センターの名称、位置及び児童相談所としての管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	児童相談所としての管轄区域
岩手県福祉総合相談センター	[略]	盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 久慈市 二戸市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

(家畜保健衛生所)

第58条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
岩手県中央家畜保健衛生所	滝沢市	盛岡市 宮古市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡(普代村を除く。)
[略]		

第64条 岩手県農業研究センターに畜産研究所及び県北農業研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県農業研究センター畜産研究所	滝沢市
[略]	

2 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2・3 [略]

4 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 岩手郡のうち <u>雫石町及び滝沢村</u> 紫波郡
[略]		
久慈農業改良普及センター	[略]	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 (<u>軽米町及び九戸村を除く。</u>)
[略]		

[略]

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第75条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手産業文化センター	<u>岩手郡滝沢村</u>
[略]	

2・3 [略]

4 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡のうち雫石町 紫波郡
[略]		
久慈農業改良普及センター	[略]	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち <u>野田村及び洋野町</u>
[略]		

[略]

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第75条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手産業文化センター	<u>滝沢市</u>
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年1月1日から施行する。